

新旧対照表

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
（水素イオン濃度等の項目） 第8条 条例第2条第9号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) （略） (11) <u>大腸菌数</u> (12) （略） （特定有害物質等取扱施設） 第23条 条例第37条の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質等をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの (2) <u>水質汚濁防止法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設であって、特定有害物質等をその施設において貯蔵するもの</u> (3) <u>石油卸売業、燃料小売業又は倉庫業の用に供する第21条（第7号を除く。）に掲げる油を貯蔵する貯油施設（倉庫業の用に供するものにあつては、貯蔵タンクにより液体を貯蔵するものに限る。）</u> (4) <u>前号に規定する油を含む水を処理する油水分離施設（第1号に掲げるものを除く。）</u> （特定有害物質等の点検） 第24条 条例第37条の規定による点検は、1年に1回以上、次に掲げる事項について実施することとする。 (1)～(3) （略） (4) 特定有害物質等の製造等の過程における作業場所の<u>床面</u>の亀裂又は損傷の有無 2 （略）	（水素イオン濃度等の項目） 第8条 条例第2条第9号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) （略） (11) <u>大腸菌群数</u> (12) （略） （特定有害物質等取扱施設） 第23条 条例第37条の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質等をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの（新設） (2) <u>石油卸売業、燃料小売業又は倉庫業の用に供する第21条に掲げる油（第7号を除く。）を貯蔵する貯油施設（倉庫業の用に供するものにあつては、貯蔵タンクにより液体を貯蔵するものに限る。）</u> (3) <u>前号に規定する油を含む水を処理する油水分離施設（第1号に掲げるものを除く。）</u> （特定有害物質等の点検） 第24条 条例第37条の規定による点検は、1年に1回以上、次に掲げる事項について実施することとする。 (1)～(3) （略） (4) 特定有害物質等の製造等の過程における作業場所の<u>床面積</u>の亀裂又は損傷の有無 2 （略）

別表第3（第6条関係）

汚 水 等 排 出 施 設

項	施 設 名	規 模 又 は 能 力
備考 水質汚濁防止法第2条第6項に定める特定事業場に設置されるものを除く。		

別表第8（第18条関係）

水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

水質有害物質の種類	許 容 限 度
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
備考 （略）	

別表第9（第18条関係）

そ の 他 の 排 出 水 の 汚 染 状 態 に 係 る 排 水 基 準

項 目	許 容 限 度
-----	---------

別表第3（第6条関係）

汚 水 等 排 出 施 設

項	施 設 名	規 模 又 は 能 力
備考 水質汚濁防止法第2条第5項に定める特定事業場に設置されるものを除く。		

別表第8（第18条関係）

水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

水質有害物質の種類	許 容 限 度
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
備考 （略）	

別表第9（第18条関係）

そ の 他 の 排 出 水 の 汚 染 状 態 に 係 る 排 水 基 準

項 目	許 容 限 度
-----	---------

大腸菌数（単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 <u>800</u>
備考 （略）	

大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）	日間平均 <u>3,000</u>
備考 （略）	